

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案 新旧対照条文

目次

- 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（附則第二条関係）----- 1
- 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）（附則第三条関係）----- 4
- 国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）（附則第四条関係）----- 6

○ 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験、任免、給与、人事評価、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第三十八条第四号及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第八条第二項の規定を除く。）中「人事院」、「内閣総理大臣」、「内閣府」、「総務大臣」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、国家公務員法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。）」と、同法第六十六条の二第二項第三号中「官民人材交流センター（以下「センター」という。）」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第六十六条の三第二項第三号中「センター」とあるのは「前条第二項第三号に規定する組織」と読み替えるものとする。</p> <p>一 国家公務員法（第一条から第三条まで、第四条から第</p>	<p>裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験、任免、給与、人事評価、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第三十八条第四号及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第八条第二項の規定を除く。）中「人事院」、「内閣総理大臣」、「内閣府」、「総務大臣」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、国家公務員法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。）」と、同法第六十六条の二第二項第三号中「官民人材交流センター（以下「センター」という。）」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第六十六条の三第二項第三号中「センター」とあるのは「前条第二項第三号に規定する組織」と読み替えるものとする。</p> <p>一 国家公務員法（第一条から第三条まで、第四条から第</p>

に第四十六条の規定を除く。）

に第四十六条の規定を除く。）

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（職員に係る他の法律の適用除外等） 第五十九条 次に掲げる法律の規定は、特定独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。</p> <p>一 労働者災害補償保険法の規定</p> <p>二 国家公務員法第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）、第六十二条から第七十条まで、第七十条の三第二項及び第七十条の四第二項、第七十五条第二項並びに第六六条の規定</p> <p>三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定</p> <p>四 一般職の職員の給与に関する法律の規定</p> <p>五 削除</p> <p>六 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第五条第二項、第八条、第九条、第十六条から第十九条まで及び第二十四条から第二十六条までの規定</p> <p>七 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の規定</p> <p>八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百五号）第七条から第九条までの規定</p> <p>九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第五条第二項及び第七条の規定</p> <p>十 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第 号）第五条第二項及び第八条の規定</p>	<p>（職員に係る他の法律の適用除外等） 第五十九条 次に掲げる法律の規定は、特定独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。</p> <p>一 労働者災害補償保険法の規定</p> <p>二 国家公務員法第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）、第六十二条から第七十条まで、第七十条の三第二項及び第七十条の四第二項、第七十五条第二項並びに第六六条の規定</p> <p>三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定</p> <p>四 一般職の職員の給与に関する法律の規定</p> <p>五 削除</p> <p>六 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第五条第二項、第八条、第九条、第十六条から第十九条まで及び第二十四条から第二十六条までの規定</p> <p>七 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の規定</p> <p>八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百五号）第七条から第九条までの規定</p> <p>九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第五条第二項及び第七条の規定</p>

定

○ 国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（留学費用の償還） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項第二号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>一 国家公務員法第七十九条の規定による休職の期間（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間その他の人事院規則で定める休職の期間を除く。）</p> <p>二 国家公務員法第八十二条の規定による停職の期間</p> <p>三 国家公務員法第八十条の六第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間</p> <p>四 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項の規定による育児休業をした期間</p> <p>五 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第三条第一項の規定による自己啓発等休業をした期間</p> <p>六 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二</p>	<p>（留学費用の償還） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項第二号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>一 国家公務員法第七十九条の規定による休職の期間（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間その他の人事院規則で定める休職の期間を除く。）</p> <p>二 国家公務員法第八十二条の規定による停職の期間</p> <p>三 国家公務員法第八十条の六第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間</p> <p>四 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項の規定による育児休業をした期間</p> <p>五 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第三条第一項の規定による自己啓発等休業をした期間</p>

十五年法律第 号) 第三条第一項の規定による配偶者同行休業をした期間

(裁判所職員への準用)
 第十条 第二条から第六条まで(第二条第一項及び第四項並びに第四条第五号を除く。)の規定は、裁判所職員(国家公務員法第二条第三項第十三号に掲げる裁判官及びその他の裁判所職員をいう。)について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第三条第三項第五号	国家公務員の自己啓発等休業に関する法律	裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員の自己啓発等休業に関する法律
第三条第三項第六号	国家公務員の配偶者同行休業に関する法律	裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員の配偶者同行休業に関する法律
(略)	(略)	(略)

(裁判所職員への準用)
 第十条 第二条から第六条まで(第二条第一項及び第四項並びに第四条第五号を除く。)の規定は、裁判所職員(国家公務員法第二条第三項第十三号に掲げる裁判官及びその他の裁判所職員をいう。)について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第三条第三項第五号	国家公務員の自己啓発等休業に関する法律	裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員の自己啓発等休業に関する法律
(略)	(略)	(略)

(防衛省職員への準用)
 第十一条 第二条第二項及び第三項、第三条（第三項第三号を除く。）並びに第四条から第六条までの規定は、防衛省職員（国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員をいう。）について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「防衛省令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第三条第三項第五号	(略)	第三条第一項	(略)	第十条において準用する同法第三条第一項
(略)	第三条第三項第六号	(略)	第三条第一項	(略)	第十一条において準用する同法第三条第一項

(防衛省職員への準用)
 第十一条 第二条第二項及び第三項、第三条（第三項第三号を除く。）並びに第四条から第六条までの規定は、防衛省職員（国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員をいう。）について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「防衛省令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第三条第三項第五号	(略)	第三条第一項	(略)	第十条において準用する同法第三条第一項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)